

## 練習問題

1. 一人で数丁の銃を所持しようとするときには、それぞれの銃ごとに所持許可を受けなければならない。
2. 猟銃や空気銃は、コレクション目的で所持許可を受けることはできないが、遺品としてなら所持許可を受けることができる。
3. 引き金を引いている間は弾丸が連続して発射される連続自動撃発式の銃は、所持許可の対象とならない。
4. 狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃の用途での猟銃や空気銃の所持許可の有効期間は、所持許可を受けた日から5回目の誕生日が経過するまでの間である。
5. 猟銃や空気銃を携帯、運搬する場合は、事故防止のために実包を装填している場合に限り、銃に覆いをかぶせるか容器に入れなければならない。
6. 銃を発射する場合には、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければならないが、注意を払わなかった場合は実害が発生しなくても違反になる。
7. ガンロッカーの鍵を他人に預けている場合には、銃を自ら保管しているとは言えない。
8. 猟銃や空気銃の所持者は、銃をなくしたり盗難にあったときは、自分で可能な限り探す必要があるため、直ちに警察官に届け出る必要はない。
9. 自動装填式銃とは、発射の際に生じる火薬のガス圧や反動を利用して、排きょうと次弾の装填が自動的に行われる連発銃のことである。
10. 引き金に遊びがあると暴発を起こしやすく危険なので、引き金に遊びはあってはならない。
11. 事故防止上、有効射程内はもちろんのこと、有効射程内を過ぎた弾についても最大到達距離は危険距離であることを認識しておく必要がある。
12. 銃口は絶対に人のいる方向に向けてはならないが、分解して銃身だけになっているときは、銃口を人に向けても良い。
13. 宿泊施設で銃を保管する場合、例えば、銃を施錠したケースに入れ、部屋の押し入れ等目立たない場所で保管するなどの配慮が必要である。
14. 車のトランクは、施錠していれば銃の保管設備に当たるため、予備銃を車のトランクに置いたままにしてもよい。
15. 自分で手詰めして実包を作る場合は、火薬の量をメーカーが指定する基準に従って装填するなど、十分な注意が必要である。

### 注

- 上記の問題は考査の問題の例であり、この中から必ず出題されるわけではありません。
- 考査の例題については、各都道府県警察担当者にお問い合わせいただくか、京都府警察ホームページに掲載されていますので、参考にしてください。
- 出題内容は「猟銃等取扱読本」に準拠していますので、よく勉強してください。

1. ○ 2. × (遺品としても所持許可を受けることはできない) 3. ○ 4. × (3回目の誕生日が経過するまでの間である) 5. × (実包を装填していても覆いをかぶせるか容器にい  
き金に遊びがないと暴発を起こしやす) 11. ○ 12. × (分解して銃身だけになってい  
ても銃口は絶対に人のいる方向に向けてはいけない) 13. ○ 14. × (車のトランクは銃の  
保管設備には当たらない) 15. ○